

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○ ○○

審査請求人から平成 29 年〇月〇日付けでなされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条の規定による費用徴収の決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要等

1 事案の概要

本件は、法による保護を受けていた審査請求人が、平成 25 年〇月から平成 27 年〇月までの就労収入〇〇円のうち、〇〇円を〇〇福祉事務所長に申告していなかったことから、処分庁〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、平成 25 年〇月から平成 27 年〇月の間に審査請求人の世帯に支給した保護費〇〇円について、未申告収入額から必要経費等を控除した額〇〇円の過支給が生じたとして、法第 78 条の規定により当該過支給額を徴収する処分（以下「本件処分」という。）を行ったのに対し、審査請求人が本件処分の取消しを求めた事案である。

2 関係法令等

(1) 法第 61 条

法第 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならぬことを規定する。

(2) 法第 63 条

法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかか

わらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないことを規定する。

(3) 法第 78 条第 1 項

法第 78 条第 1 項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部をその者から徴収することができることを規定する。

(4) 生活保護問答集・問 13-1

「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。なお、新潟県では、問答集により取り扱うこととしている。) の問 13-1 は、扶助費の不当受給が行われた場合について、法第 63 条の規定による費用の返還として取り扱う場合と、法第 78 条の規定による徴収として取り扱う場合の判断の標準を次のとおり定めている。

① 法第 63 条の規定によることが妥当な場合

- (a) 受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかつたことについてやむを得ない理由が認められるとき。
- (b) 実施機関及び受給者が予想しなかつたような収入があつたことが事後になって判明したとき(判明したときに申告していればこれは、むしろ不当受給と解すべきではない)。

② 法第 78 条の規定によることが妥当な場合

- (a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかつたとき。
- (b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- (c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき。
- (d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」

(5) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24

年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知(平成 28 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 3 号による改正後のもの)。以下「課長通知 1」という。なお、新潟県では、課長通知 1 により取り扱うこととしている。) の記 2 は、以下のとおり法第 78 条に基づく費用徴収決定に関する基準を定めている。

「法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第 78 条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」

また、課長通知 1、記 2、(1)は、法第 78 条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であるため、保護の実施機関は、収入申告書の届出義務の内容を、少なくとも年 1 回以上、世帯主及び世帯員に十分説明することとしている。

さらに、課長通知 1、記 2、(1)及び(2)は、保護の実施機関が収入申告の義務を説明したこと及び被保護者がその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要があるとして、別添 2 の様式を用いることとし、世帯主以外の稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる場合は、収入申告の義務について説明を行う際、当該世帯員本人の自署による署名等の記載を求めることとしている。

なお、別添 2 の様式は、被保護者は、収入申告の義務について、保護の実施機関の担当者から直接説明を受けた上で、署名・押印をする形式としている。

(6) 生活保護行政を適正に運営するための手引について

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知 (平成 28 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 2 号による改正後のもの。以下「課長通

知2」という。なお、新潟県では、課長通知2により取り扱うこととしている。)のIV、3、(1)、注)では、「「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」としている。

3 事実経過

- (1) 平成13年〇月〇日、〇〇福祉事務所長は、世帯主である審査請求人の母(以下「世帯主」という。)及び審査請求人の両名に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成25年〇月〇日、世帯主は、〇〇福祉事務所長に対し、高校生であっても収入を申告する義務があること、不実の申告があった場合は、法第78条により不正受給額の全額が徴収されることなどの説明を受け、これを理解したことを証する書面である「生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)」と題する文書(以下「確認書」という。)を提出した。
- (3) 同月〇日、審査請求人は、株式会社〇〇(以下「〇〇」という。)での就労を開始し、平成26年〇月〇日まで就労した。
- (4) 平成25年〇月〇日、世帯主は、審査請求人が〇月から〇〇でアルバイトとして就労することを〇〇福祉事務所の担当者(以下異動後の担当者を含め「担当者」という。)に申告した。
- (5) 同年〇月〇日、世帯主は、審査請求人が上記就労を廃止したことを担当者に電話連絡した。
- (6) 同年〇月〇日、審査請求人名義の同日付け収入申告書が〇〇福祉事務所に郵送された。当該収入申告書には、同年〇月の就労収入を〇〇円とする旨の記載がある。
- (7) 同年〇月〇日、審査請求人名義の同日付け収入申告書が〇〇福祉事務所に郵送された。当該収入申告書には、同年〇月の就労収入を〇円とする旨の記載がある。また、これ以後、平成27年〇月〇日まで毎月、就労収入を〇円とする審査請求人名義の収入申告書が〇〇福祉事務所に郵送されている。
- (8) 平成26年〇月、審査請求人は、株式会社〇〇(以下「〇〇」という。)での就労を開始したが、平成27年〇月末日をもって就労を廃止した。
- (9) 平成27年〇月〇日、担当者は、平成26年に審査請求人に収入があることが判明したため、世帯主に給与明細を全て提出するよう指導したところ、世帯主から、審査請求人が就労していた事実を承知していなかったため、至急審査請求人に伝える旨の回答があった。

- (10) 平成 27 年〇月〇日、担当者は世帯主に対し、高校生のアルバイトの収入認定について、保護のしおり等を使用して改めて説明した。また、同年〇月の保護費は審査請求人の収入を考慮すると、〇〇円強となる旨世帯主に伝えたところ、世帯主から、審査請求人は就労して得た賃金を自ら使用することに問題はないと考えているとの説明があった。このため、担当者から、世帯主と審査請求人との間に紛争が生じないよう、担当者を交えた話し合いが必要である旨世帯主に伝えたところ、世帯主から審査請求人の休日を確認し、後日連絡する旨の回答があった。
- (11) 同年〇月〇日、審査請求人は、〇〇福祉事務所に赴き、同年〇月〇日に転居した旨の生活状況変動届出書を提出した。これを受け、担当者は、審査請求人に対し、同月〇日付けで審査請求人の生活保護を廃止することを説明した。
- (12) 同年〇月〇日、〇〇福祉事務所長は、審査請求人の転出に伴い、同年〇月〇日付けで、世帯員である審査請求人の保護を廃止することを決定した。
- (13) 平成 28 年〇月〇日、処分庁は、審査請求人が就労収入の申告をせずに、保護費を不正に受給したと認定して、本件処分の通知書を世帯主の住所に送付した。
- (14) 同月〇日、処分庁が、法第 78 条について世帯主に説明したところ、世帯主は、本件処分に関する徴収金を一括で支払えないので分割してもらいたい旨申出を行った上、債務承認・分割納付誓約書兼同意書（以下「同意書」という。）の自署欄に、審査請求人の氏名を代筆し、処分庁に提出した。
- (15) 平成 29 年〇月〇日、処分庁（〇〇部〇〇課）は、審査請求人に対し、〇〇市債権徴収事務引受通知書兼催告書（以下「催告書」という。）を送付した。
- (16) 同月〇日、審査請求人は催告書を受領し、本件処分の内容を了知した。
- (17) 同年〇月〇日、審査請求人は、知事に審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求期間について

(1) 審査請求人の主張

ア 住居異動届を処分庁に提出しているにもかかわらず、本件処分に関する

る通知書及び納入通知書が、別居している世帯主に送付されたため、審査請求人は、処分庁から、催告書が到達した平成 29 年〇月〇日まで、処分の内容も債務が生じていることも知り得なかった。このことは、普通地方公共団体の歳入を収入するときは、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定めた地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の規定に反する。

よって、処分が決定された日から1年以上が経過しているが、正当な理由があるものとして審査請求を受理するよう求める。

イ 処分庁は、本件審査請求が、行政不服審査法の主観的審査請求期間である3か月及び客観的審査請求期間である1年を経過してされていること及び正当な理由がないことを主張しているが、処分庁の主張には理由がない。

処分庁は、審査請求人が、あらかじめ本件処分に関する通知書の送付先を世帯主とすることを了承したなどとしているが、そのような事実はない。そもそも、法第78条の規定による処分は、審査請求人にとっても多額の金額を負担させられるおそれのある処分であり、それを知らされないことについて承知することなどあり得ない。処分庁は、審査請求人がこのような承諾をしたという証拠を明らかにすべきである。

また、審査請求人は、平成28年〇月〇日に婚姻し、成年擬制がなされていましたので、審査請求人の親権者である世帯主に通知をしたとしても、審査請求人に対する通知としては不十分である。

ウ 仮に主観的審査請求期間を経過していると判断された場合でも、以下の理由から、審査請求人に正当な理由があることは明らかである。

すなわち、本件では、世帯主が審査請求人に知らせることなく、結果として不実の申告をしたことがきっかけであるが、世帯主は当該申告によって利益を受ける立場にあり、一方で審査請求人は本件処分という不利益を受けている。このように、利益が対立する世帯主が、審査請求人に本件処分の内容を正確に説明することは期待できないものである。また、平成28年〇月〇日に作成された同意書についても、世帯主が審査請求人に何らの説明をすることなく、代筆したものに過ぎず、このことは処分庁も認めている。当時すでに審査請求人は婚姻による成年擬制がされており、同意書の効力が審査請求人に及ばないことは明らかである。

その経緯として、審査請求人は世帯主と不仲であり、世帯主は、審査請求人に対して暴力を振るうことも度々あった。同居している際に、世帯主からの食事の提供及び食糧費の支給もなく、世帯主は審査請求人の保護費についても、審査請求人の生活費に充てることはなかったため、審査請求人は自らの就労所得により食費等の生活費を貯っていた。

その後、平成 26 年〇月頃に、世帯主と審査請求人の間で激しい口論となった結果、世帯主との生活に耐えられなくなり、当時交際していた現在の配偶者の家に転居するに至ったものである。

(2) 処分庁の主張

ア 審査請求人は、平成 27 年〇月〇日に、担当者の依頼に応じて来庁し、法第 78 条の処分について説明を受けている。担当者は、本件処分に関する通知は審査請求人を名宛人として、通知書に記載する住所の記載も審査請求人の転居先とするが、審査請求人は高校在学中の未成年であること、また、世帯主から本件処分に関する徴収金を支払うとの申出を受けていたことから、世帯主宛てに本件処分に関する通知を郵送することを説明し、審査請求人の了承を得ている。

したがって、本件処分に関する通知は、審査請求人があらかじめ郵送先として了承した世帯主の住所に郵送されたのであるから、社会通念上、処分のあったことを当事者が知り得るべき状態におかれたということができる。

イ 審査請求人は本件処分を知らなかつたと主張するものの、その主張は、本件処分の当時、審査請求人が世帯主と別の住所に居住していたというにとどまり、世帯主に郵送された本件処分に関する通知書を審査請求人が受領することが現実的に不可能であったという事情は何ら示されていない。

ウ 以上のことから、平成 29 年〇月〇日になされた本件審査請求は、本件処分決定通知書が世帯主の住所に送付された日、すなわち本件処分が効力を生じた日である平成 28 年〇月〇日から 3 か月ないし 1 年を経過していることは明らかであり、また、審査請求人には、主観的審査請求期間である 3 か月間及び客観的審査請求期間である 1 年間を経過してから本件審査請求をすることについて、いずれも正当な理由があるとはいえない。よって、本件審査請求は不適法であり、却下されるべきである。

2 本件処分又は本件処分に至る手続が違法又は不当であるかについて

(1) 審査請求人の主張

- ア 世帯主が分割納付を希望した際、担当者は、審査請求人の氏名で同意書を作成するよう世帯主に指示し、世帯主と共謀して文書を偽造した。このことは、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 159 条に抵触する刑事犯罪であることから、当該処分が取り消されない場合は、刑事告訴する。
- イ 本件処分の理由は、審査請求人が収入申告をせず保護費を不正受給したというものであるが、審査請求人が就労収入を得ていた期間は、すでに世帯主と別居しており、収入申告をしなかったのは、審査請求人が収入を申告しなかったからではなく、世帯主が世帯員の減員について適正に申告をしなかったことによるものである。このことは、法第 61 条の届出の義務に反する。
- ウ そもそも審査請求人は、世帯主と別居する際、処分庁へ届出する必要性を認識していなかった。また、審査請求人は、当時、担当者に会ったことは 1 度もなく、生活保護に関する義務や、申告すべき事項などについての説明を受けたことはない。
- エ 処分庁は、何らの具体的な理由を示すことなく、審査請求人について、法第 78 条第 1 項の「不実の申請」をしたと主張しているが、「不実の申請」というためには、事実を故意に隠避する意図が必要であるところ、審査請求人及び世帯主は、処分庁に対して、意図的に不実の申請を行った事実は一切ない。
- オ 本件処分は、処分庁が審査請求人に対して十分な調査や説明を求めるなどをしなかった責任をすべて審査請求人に負わせるものに過ぎず、法第 78 条が適用される場面には該当しない。処分庁は、本件処分について「不実の申請」に該当する根拠及び証拠を明らかにしてほしい。

(2) 処分庁の主張

- ア 処分庁は、本件処分の通知書を、審査請求人の了承を得て世帯主の住所へ郵送しているが、次のような経緯があるため、審査請求人は生活保護制度を理解していたと考える。
- 平成 25 年〇月〇日、担当者は、世帯主の自宅を訪問し、世帯主に対し、法第 61 条の規定に基づく収入申告の義務や、不実の申告があった場合は法第 78 条の規定に基づき不正受給額を全額徴収されること、収入認定の仕組みなどを説明した。また、説明内容を理解したことを証する書面である確認書を世帯主に交付した。審査請求人は不在であったため、審査請求人には世帯主から説明の上、世帯主及び審査請求人の両名で同書面に自署し、提出するよう依頼した。これを受け、世帯主は、同月〇日に〇〇市役所〇〇課を訪れ、両名が自署した確認書を提出した。

以上のことから、審査請求人が生活保護を受給していること、高校生であっても収入申告書を提出する義務があること、不実の申告があった場合は法第78条の規定により不正受給額が徴収されることを理解していたと考える。

イ 処分庁は、本件処分に関する通知書を世帯主に郵送しているが、次のような経緯があるため、世帯主への郵送について、審査請求人は了承していたと考える。

平成27年〇月〇日、審査請求人は、処分庁の依頼に応じて、担当者と面会した。担当者が、法第78条の規定の適用と徴収対象者が審査請求人となることを説明したところ、審査請求人から、世帯主から金銭を受け取ったことはなく、また、生活保護制度を知らないにもかかわらず、審査請求人が徴収金を支払うことは不服である旨の申出があった。

このため、改めて法第78条の内容を説明し、徴収対象者は審査請求人であるが、世帯主から支払いの申出があるので、費用徴収の通知及び納付書は世帯主に送ること、世帯主の支払いが滞った場合は、処分庁の担当者に連絡すれば、処分庁の担当者から世帯主に支払いを促すことを伝え、審査請求人の了承を得た。

ウ 審査請求人は、生活保護を受給していた平成25年〇月から平成26年〇月までの間は〇〇において、平成26年〇月から平成27年〇月までの間は〇〇において、アルバイトをすることにより収入を得ていたにもかかわらず、収入があることの申告をしなかったことから、法第78条第1項の「不実の申請」に該当するものと判断し、本件処分を決定したものである。

エ 処分庁が作成したケース記録票には、平成25年〇月〇日の状況として、審査請求人は学校に通学しているが、近隣住民から、審査請求人が夜中に騒いでうるさい旨の苦情があった、との記録が残っている。

また、同記録票には、平成26年〇月〇日の状況として、審査請求人は、夏休み期間中は友達の家に行き来しており、夜間に苦情があった旨の記録が残っている。

さらに、平成27年〇月〇日の状況として、審査請求人の交際相手（現夫）が、夜中や早朝に審査請求人に会いに来る旨世帯主が処分庁の担当者に伝えていることから、審査請求人は、世帯主と同居していたと考える。

オ 審査請求人は、生計状況変動届出書に平成27年〇月〇日に転居した旨を記載し、〇〇福祉事務所長に提出している。また、審査請求人は、

平成 27 年〇月〇日付けで住民票を異動していること、当時在学中の〇〇高等学校に同日付けで転居した事実を伝えてよいと了承していることから、平成 27 年〇月〇日までは世帯主と同居していたことが明らかである。

カ 犯罪の成否については、審査請求における審理の対象ではないと考える。

キ 本件処分は、全て法令に即して処理された結果であり、何ら違法、不当な点は存在しない。以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきものと考える。

理由

1 審査請求期間について

(1) 処分の効力発生日について

ア 行政処分の効力は、特別の定めがない限り、意思表示が相手方に到達した時、すなわち、処分の相手方が現実にこれを了知し又は了知し得べき状態におかれた時に発生する（最高裁昭和 26 年（れ）第 754 号同 29 年 8 月 24 日第三小法廷判決・刑集 8 卷 8 号 1372 頁、最高裁平成 10 年（行ヒ）第 43 号同 11 年 10 月 22 日第二小法廷判決・民集 53 卷 7 号 1270 頁参照）。

イ 審査請求人と世帯主は、平成 27 年〇月〇日から別居していることが認められる（生計状況等変動届出書。なお、審査請求人は平成 26 年〇月〇日に別居を開始した旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。）。

処分庁は、平成 28 年〇月〇日付けで本件処分の通知書を世帯主の住所に送付しているものの、審査請求人が本件処分を了知し得るか否かは世帯主からのその旨の通知の有無により異なることから、本件処分の通知書が世帯主の住所に送付されたことをもって直ちに、審査請求人が本件処分を了知し得べき状態におかれたとはいえない。また、審査請求人が本件処分を現実に了知した平成 29 年〇月〇日までの間に本件処分を了知し得べき状態におかれたと認めるに足りる事情もない。したがって、同日をもって本件処分の効力が発生したというべきである。

これに対し、処分庁は、平成 27 年〇月〇日に審査請求人に対し、本件処分の通知書を世帯主の住所に送付することについて説明し、了承

を得たとしている。

しかしながら、処分庁提出のケース記録票によれば、審査請求人の就労収入について、「78条の費用徴収については○○宛てに通知することを伝えた。」との記述があるのみで、本件処分の名宛人を審査請求人とすることはうかがわれるものの、本件処分の通知書を世帯主の住所に送付することについて説明をしたり、審査請求人が了承したりした旨の記述は認められない。

なお、本件処分は平成28年○月○日付けで行われているものの、本件処分の効力発生日が平成29年○月○日である以上、平成28年4月1日に施行された行政不服審査法（平成26年法律第68号）が適用される（行政不服審査法附則第3条、行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号））。

（2）主観的請求期間について

ア 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない（行政不服審査法第18条第1項本文）。

ここにいう「処分があったことを知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により処分の存在を現実に知った日を指すものであって、抽象的な知り得べかりし日を意味するものではないと解するのが相当である（最高裁昭和26年（オ）第392号同27年11月20日第一小法廷判決・民集6巻10号1038頁参照）。

イ 審査請求人は、前述のとおり、平成29年○月○日に本件処分の存在を現実に知ったと認められ、したがって、本件審査請求は、主観的請求期間内に行われたものと認められる。

（3）客観的請求期間について

ア 処分についての審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない（行政不服審査法第18条第2項本文）。

イ 本件における「処分があった日」とは、前述のとおり、処分の到達日である平成29年○月○日であり、本件審査請求は、同日より1年以内に行われている。

（4）以上より、本件審査請求は、審査請求期間内に行われたものであり、適法である。

2. 本件処分の違法性又は不当性について

（1）法第78条第1項の規定の適用に関する基準について

法第 78 条第 1 項は、不実の申請その他不正な手段（以下「不実の申請等」という。）により保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の額の全部又は一部をその者から徴収することができることを規定する。

そして、法第 78 条の規定の適用については、以下の基準により判断される（問答集・問 13-1、②、(a)～(d) 及び課長通知 1、記 2、①～④）。

ア 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき

イ 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

ウ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき

エ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(2) 本件について

ア 「エ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」への該当性について

平成 25 年〇月分から平成 27 年〇月分までの審査請求人名義の収入申告書が〇〇福祉事務所長宛に郵送で提出されているところ、このうち、平成 25 年〇月分から平成 27 年〇月分までの収入申告書には、実際には就労収入があるにもかかわらず、収入額が 0 円である旨記載されている。

しかしながら、審理員が平成 31 年〇月〇日に受領した審査請求人の回答書（以下「審査請求人回答書」という。）によれば、審査請求人は、審理員の「平成 25 年〇月分から平成 27 年〇月分までの収入申告書を作成したのはどなたでしょうか。」との質問に対し、「字を見るかぎり母（〇〇）」と回答している。また、「あなた以外の方が署名及び押印をしたという場合は、あなたが代筆の事実を知っていたかどうか、知っていた場合には代筆の事実を知ったのがいつか、代筆をさせた理由も回答してください。」との質問に対し、「知らなかった」と回答している。さらに、各収入申告書に押印された 2 種類の印鑑につき、いずれもおそらく世帯主のものである旨回答している（審査請求人回答書）。

また、審理員が平成 31 年〇月〇日に受領した世帯主の回答書（以下「世帯主回答書」という。）によれば、世帯主は、審理員の「収入申告書には、〇〇氏の署名及び押印がされています。」「平成 25 年〇月

分から平成 27 年〇月分までの収入申告書を作成したのはどなたでしょうか。」との質問に対し、「ぜんぶ私です」と回答している。また、「あなたが作成していたという場合は、あなたが作成した理由は何でしょうか。」との質問に対し、「〇〇市からかわりに書いて言い（ママ）と言われたので」と回答し、さらに、「あなたが作成していた場合、〇〇氏の了承を得ていましたか。」との質問に対し、「なんとなく話はしてた」と回答している。加えて、各収入申告書に押印された 2 種類の印鑑につき、「ふたつとも私のハンコです」と回答している（世帯主回答書）。

さらに、世帯主は、平成 25 年〇月分の収入申告書に記載された勤務日及び収入額について、審査請求人に聞いて記入した旨回答しており（世帯主回答書）、審理員の「あなたは、平成 25 年〇月〇日、処分庁に対し、自分と〇〇氏の両者がアルバイトを辞めたと連絡していますが、それはなぜでしょうか。」との質問に対し、「私はアルバイトをやめていたため 〇〇が帰り早かったのでやめたと思った」と回答し、さらに、「処分庁への連絡の前に、〇〇氏から「アルバイトを辞めた」と聞いていたのであれば、それはいつでしょうか。」との質問に対し、「聞いてはいない」と回答している（世帯主回答書）。

そうすると、世帯主は、平成 25 年〇月分の収入申告書については審査請求人に勤務日及び収入額を確認した上で作成したもの、同年〇月分以降は審査請求人の了承を得ることなく収入額 0 円の収入申告書を作成し、これを提出していたと認める余地があり、少なくとも、審査請求人が収入額 0 円の収入申告書を作成し、又は世帯主に作成させていたと認めることはできない。

したがって、審査請求人が虚偽の収入申告書を提出したとは認められないことから、「エ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」には該当しない。

イ 「ア 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」への該当性について

担当者は、平成 25 年〇月〇日、世帯主から、審査請求人がアルバイトをして生活保護を辞める意向である旨伝え聞いたことから、世帯主に対し、審査請求人が世帯主と暮らしている以上審査請求人についてのみ保護を廃止できること及び高校生のアルバイト収入の収入認定の仕組みについて説明し、もし審査請求人が理解できないようであれば、担当から直接説明するので連絡するよう伝えた。世帯主は、同月〇日、

確認書を○○福祉事務所に持参し、審査請求人にアルバイト収入の件について話をしたらわかつてくれた旨述べた（ケース記録票）。

確認書には、「高校生などの未成年者が就労（アルバイトを含む）で得た収入についても申告する義務があること。」、「不実の申告があった場合は、生活保護法第78条に基づき、不正受給額の全額を徴収されるものであること。」等が不動文字で記載され、チェック欄に手書きでチェックされており、「以上のことにつきまして、「保護のしおり、収入認定の仕組みと収入申告について（高校生は「アルバイト収入と控除の仕組みについて」も合わせて）」により○○福祉事務所担当○○ケースワーカーより説明を受け、理解しました。」と不動文字（ただし、ケースワーカー名のみ手書き）で記載され、その下の欄に、世帯主の署名押印がある。

また、当該署名押印の下に、「以上のことにつきまして、世帯主○○より説明を受け、理解しました。」と不動文字（ただし、世帯主名のみ手書き）で記載され、その下の欄に、審査請求人の署名押印がある。しかしながら、審査請求人は、審理員の「あなたは、アルバイトで得た収入を福祉事務所長に申告する義務があることについて、H25.○月当時、○○氏から説明を受けましたか。また、その内容について理解していましたか。」との質問に対し、「説明は受けておらず名前を書くよう言われた。内容について理解はしていなかった。」と回答している（審査請求人回答書）。また、「収入があれば申告する義務があることについて、確認書を提出した時期（H25.○月）には知らなかつたが、その後知つたという場合は、その時期ときっかけを回答してください（平成○年○月ごろ、処分庁の担当者である○○から聞いたなど）。」との質問に対し、「おそらく H27.夏頃？不実の申告があると言われたとき 自分でネットで調べ（ママ）て知つた。」と回答している。

また、世帯主は、審理員の「あなたは、確認書作成当時、○○氏に対し、アルバイトで得た収入を福祉事務所長に申告する義務があることについて、説明しましたか。」との質問に対し、「○○さんから2人でせつめいを聞いたと思う 私からせつめいがうまく出来ないためお願いしたと思う」と回答している（世帯主回答書）。世帯主の上記回答は、審査請求人及び処分庁の認識やケース記録票により認定した上記の事実とは異なるものの、世帯主には収入認定の仕組みについて説明できる程度の知識や能力がなく、審査請求人が世帯主から収入申告について十分な説明を受けていなかつたことが認められる。

そうすると、担当者が世帯主に対し確認書の内容を説明した上で審査請求人への説明を依頼したことのみをもって、審査請求人に指示をしたとはいえないから、「ア 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」には該当しない。

ウ そのほか、「イ 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」又は「ウ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」に該当するような事情も認められない。

(3) 以上のことから、本件では、審査請求人には不実の申請等があったとは認められず、処分庁が法第78条の規定を適用して行った本件処分は、法で規定する要件に該当するとはいえないため、違法である。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり裁決する。

平成31年4月4日

新潟県知事 花角 英世

